資料２

科学研究費補助金に関するルール

◆ 科研費のルールには、「応募ルール」、「評価ルール」、「使用ルール」の３つがあります。

応募ルール

応募・申請に関するルール

- 科研費への応募・申請に関するルールです。
- 応募にあたっては、原則として次の要件を全て満たしていることが必要です。

＜研究者に係る要件＞

①研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること 有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）

②当該研究機関の研究活動に実際に従事していること 研究の補助は除く。）

＜研究機関に係る要件＞

③科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること

④科研費が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

評価ルール

事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール

- ピア･レビューの具体的方法について定めたルールです。
- 研究計画期間が長期にわたる「研究種目」については、「中間評価」・「事後評価」も行われます。

使用ルール

交付された科研費の使用に関するルール

- 研究者による科研費の使い方に関するルールです。（研究者「使用」ルール）
- 研究機関が科研費の管理等を行うことに関するルールです。（研究機関「使用」ルール）

○　研究種目

科研費の研究種目のうち、研究機関が、研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間３～５年、１課題５億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間３～６年、単年度当たりの目安１領域　２千万円～６億円程度）
基盤研究	１人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 基盤研究（S）　（期間５年、１課題 5,000 万円以上１億円程度まで） １人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間２年～４年、ただし、企画調査を行うものは１年） （応募総額によりＡ・Ｂ・Ｃに区分）　(A)　2,000万円以上 5,000万円以下 (B)　500万円以上 2,000万円以下 (C)　500万円以下
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究（期間１～３年、１課題　500 万円以下）
若手研究	３７歳以下の研究者が一人で行う研究 （期間２～３年、応募総額によりＡ・Ｂに区分）　(A)　500万円以上3,000万円以下 (B)　500万円以下
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）が行う研究の助成　（期間３年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る　（期間５年　推薦制）

○　文部科学省と日本学術振興会の関係

平成１０年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成１１年度から日本学術振興会への移管を開始しており、現在は、将来の完全移管に向けた過渡期にあります。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	**応募・審査** （公募要領の作成主体、応募書類の提出先）	**交　付** （交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先）
第１種科研費 特別推進研究 特定領域研究 特別研究促進費	**文部科学省**	**文部科学省**
第２種科研費 萌芽研究 若手研究 特別研究員奨励費	**日本学術振興会**	**文部科学省**
第３種科研費 基盤研究 学術創成研究費	**日本学術振興会**	**日本学術振興会**

○　科研費に関するルール

(1)　科研費には、次の３つのルールがあります。

①**応募ルール：**<u>応募・申請に関するルール</u>

②**評価ルール：**<u>事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール</u>

③**使用ルール：**<u>交付された科研費の使用に関するルール</u>

(2)　科研費の３つのルールは、第１種科研費、第２種科研費、第３種科研費毎に次のように適用されます。

<table>
<tr><th></th><th>応募ルール</th><th>評価ルール</th><th>使用ルール</th></tr>
<tr><td>第１種科研費</td><td>文部科学省
公募要領</td><td>文部科学省
科学研究費補助金における評価に関する規程</td><td rowspan="2">文部科学省
【研究者向け】
補助条件
【研究機関向け】
科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等</td></tr>
<tr><td>第２種科研費</td><td rowspan="2">日本学術振興会
公募要領</td><td rowspan="2">日本学術振興会
科学研究費補助金（基盤研究等）の審査方針等</td></tr>
<tr><td>第３種科研費</td><td>日本学術振興会
【研究者向け】
補助条件
【研究機関向け】
科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等</td></tr>
</table>